

平成21年度 事業報告

< 事業概要 >

I 新規事業

1. 『長野県指定事務所登録機関』として事務所登録等事務スタート

事務所登録機関に指定され、平成21年4月1日より今まで知事が行ってきた建築士事務所の登録に関する事務並びに登録簿・業務報告書及び国土交通省令で定める書類を一般の閲覧に供する事務を開始しました。

県知事より認可頂いた「登録等事務規定」により処理を行うことによって、スムーズにスタート出来ました。今年度は、新規登録78件、更新登録270件、変更届215件、末梢・廃業届177件の処理及び25件の閲覧を行いました。詳細は「別表1」の通りです。

2. 「地域を支える調査・設計業」検討会議への参加

全国的な公共投資の縮減とともに、公共事業における公正性や透明性の確保を目的とした入札制度改革など、公共事業に係る業界を取り巻く状況は、近年大きく変化してきています。その一方で、件何の会社基盤整備は未だ途上にあり、加えて、頻発する自然災害や構造物の老朽化など、突発的あるいは新たな課題への対応も求められています。このように、公共事業の必要性は必然として高井状況にあり、その実施のためには測量、調査、設計等の技術力を確保しなければなりません。以上のことから、本検討会議を設置し、長野県と調査・設計業界が、互いの立場や状況を尊重・理解しつつ、第三者の意見も踏まえた多角的な観点から「調査・設計業のあり方」を論議して、効果的な施策を実行していくことを設立の趣意として平成20年5月に設置されました。

会議は公開で行われ、当協会は平成21年7月の第7回全体会議より参加し、入札制度の改定についての課題等に取り組んで参りました。

3. 長野県まちづくり政策研究会の開催

顧問県議・長野県建設部・当協会の三者による ①公共建築物の委託業務における品質確保の推進 ②耐震補強の推進 ③委託業務の入札制度の改定について ④総合評価落札方式について ⑤新業務報酬基準に係る要望について ⑥設計監理分離発注について等建築設計業界を取り巻く諸問題を議題として4回開催されました。

II その他の主な事業

1. 告示第15号に関する要望運動

建築設計業界では、消費者保護と建築物の品質確保の観点から建築基準法・建築士法の大幅な改正が行われ、順次施行されて参りました。これらの法改正に伴い当協会は法定団体として、建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、「設計等の新業務報酬基準」（告示15号）の順守と「依頼度」規定の削除等を県下の市町村を訪問して要望致しました。

また建築三団体共同にて、長野県へも要望致しました。

2. 建築士法改正に係る講習会の開催

建築士法等の改正により、講習会・説明会を開催致しました。

(1) 業務報酬基準・工事監理ガイドライン講習会

平成21年11月10日（松本市） 受講者：107名

(2) 「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類改正、同解説書改訂」 「民間(旧四会)連合協定 工事請負契約約款改正、同解説書改訂」に伴う 建築士事務所開設者への周知に関する説明会

平成21年12月 3日（松本市） 受講者：49名

(3) 管理建築士講習の開催

管理建築士の要件強化として、建築士事務所の管理建築士になるためには3年間の所定の業務経験を積んだ後、官栄建築士講習（法定講習）の受講が必要となりました。20年度のみなし講習に続いて21年度は、8月下旬から9月にかけて飯田・上田・長野・松本の4会場で開催し、受講者数は493名でした。

(4) 建築士定期講習の開催

建築士事務所に所属する建築士に対し、3年ごとの定期講習（定期講習）の受講が義務づけられました。定期講習は、1日の講習で5時間の講義の後、1時間の修了考査が実施されます。21年度は4～6月（第1四半期）に佐久・伊那・松本・長野の4会場、1～3月（第4四半期）に長野計上で開催し、合計の受講者数は409名でした。

3. 建築設計サポートセンター

一般社団法人 新・建築士制度普及協会よりの委託業務として、①構造・設計設計一級建築士及び事務所等の紹介 ②指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付 ③建築士法、建築基準法等の相談の取次ぎ の業務を行いました。

管理建築士講習・建築士定期講習についての照会が多くありました。

名簿閲覧件数：10件 質問・相談件数：44件

4. 2009NBSeながのフェスタへの参加

長野放送主催の「NBSeながのフェスタ～できるeことからはじめよう～」のテーマで開催されたイベントの安心ゾーン内にブース出展をいたしました。事務所協会は5回目の参加となり、建築無料相談会・会員パネル展示・体験コーナー（折り紙建築）等を行い、親子500組の参加があり盛況のうちに終わる事ができました。

5. 建築相談調査業務及び苦情の解決業務

「建築相談調査業務」については、電話による相談受付は81件で、そのうち現地調査依頼があり相談者に報告書をあげたものは3件でした。

また、昨年より法定団体として課せられた業務の一つである「苦情の解決業務」については、3件の実績がありました。

6. 支部公益事業の実施

地域活動への積極的な参画により、会員事務所が社会に認知されることを目的に、各支部の事業として継続的に行っています。

全支部とも住宅に関する無料相談所を常設している他、地区のイベント等開催の際やホームページ上に相談コーナーを設けています。

また、「地元らしい家」コンテストを行う支部や、北陸新幹線駅周辺の「まちづくり」へ協力を行っている支部など、支部それぞれが市民との交流を深める等、公益性の高い事業を行い、1支部あたり10万円の補助金を交付いたしました。各支部の事業の詳細は「別表2」のとおりです。

7. 第11回建築作品表彰実施

平成21年1～3月までの間建築作品の募集を行った結果、10点の作品応募がありました。

この作品は、建築作品表彰規定に基づき、3名で構成される建築作品千個委員会により作品千校が行われました。いずれの作品も地域性を考慮した多様な設計意図を発展させた完成度の高い作品で、当協会会員の実力の高さを実感するもので、優秀賞2点が先行され、受賞者には優秀小とパネル制作費が贈られました。

優秀賞の2点は、松山市で行われた日事連の全国大会に出展し、うち1点は日事連会長賞を受賞しました。

8. 第7回建築見学会「川上中学校」

地元佐久支部より推薦があり新築木造校舎といて話題性のある『川上村立川上中学校』の見学会が開催されました。当日は、設計担当者より直接、説明と案内をしていただき、質問することができましたので大変有意義な見学会でした。

開催：11月1日 参加者：20名

9. 第11回建築士事務所キャンペーン

「信頼のあかし 建築士事務所協会

～決定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～

消費者に対し、建築士事務所の業務と役割、協会の活動についてPRするために「第11回建築士事務所キャンペーン」が日事連傘下の各県で開催されました。

当会では、中心ブロックの松筑支部が担当で、より多くの方々にご来場いただけるよう『2009 松本広域工業ものづくりフェア』と同時開催しました。住宅無料相談コーナーの他、住宅エコセミナー、会員作品パネル展示、折り紙建築、3DCAD体験等企画いたしました。TVスポット広告や地元紙で宣伝し、どのコーナーも盛況に開催することができました。

また、日事連からキャンペーンの助成金として60万円が交付されました。

総延来場者数 18,871人 内キャンペーン総延人数 750人

10. TVスポットの活用

情報委員会で作成したPR用の15秒TVスポットは、「建築士事務所のキャンペーン」を盛り込んで長野放送にて12本放映され、支部公益事業のPR等に活用しました。

11. 建築士法第27条2『開設者研修会』の開催

平成20年度から知事指定講習はお休みの為、『開設者研修会』単独にて10月22日松本市で開催し、その受講者は45名でした。

事務所協会は建築士法により建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対して指導・勧告・研修を行うよう求められています。今後は新入会員事務所にも声掛けして研修の場を広げていきたいと思っています。

12. 耐震診断関係事業

(1) 耐震診断判定特別委員会の開催

当会の耐震診断判定特別委員会は、耐震診断内容聴取に係わる診断内容の確認機関として、県内で唯一文部科学省より認知されています。

主に小中学校等の公共施設の既存建築物で文部科学省の補助事業物件についての判定業務です。

学校等の公共施設物件は生命・財産の保護確保に大きく影響するだけに大変重

要です。そのため耐震診断判定業務は構造の専門家によるチェック体制が必要でありきわめて重要なことであると考えます。

21年度は保育園・役場庁舎・公営の体育館・公民館等の診断物件が増えてきているように思います。判定会の開催は76回で199棟の判定を行いました。今後もこの事業を通じて、社会に貢献する建築士事務所の役割として力を入れて取り組んでまいります。

(2) 耐震診断判定特別委員会事前審査会の開催

各耐震診断員事務所等より提出された報告書が、耐震診断判定特別委員会に提出されますが、その判定業務がスムーズに行えるよう、資料の補完等を事前にチェックする機関であり、現在14名で構成されています。

近年、耐震診断業務は全県で行われ、申し込み物件数が増えています。委員は、当日の判定会に出席し、技術研鑽、資質向上に努めています。

(3) 木造住宅耐震診断事業

近い将来に発生すると考えられている東海地震から、県民の生命、財産を保護し、震災時の膨大な災害復興費用の削減を図ることを目的に、長野県内全域の昭和56年以前の戸建木造住宅の耐震診断・耐震補強について『住宅・建築物耐震改修促進事業』を実施しています。建築士会、建築物防災協会、当会の3団体で構成する長野県木造住宅耐震診断推進協議会で市町村より受託し、平成14年度から平成27年度までの事業です。

今年度は、精密診断1,133戸、簡易診断1,273戸、避難施設33戸で、県下67市町村で実施されました。

詳細は「別表3」のとおりです。

また、近年増えてきた非木造住宅や非木造避難施設等の診断への対応として、見が認定している木造診断士とは別に当協会認定の『長野県建築物耐震診断士』を新規創設しました。

(4) 『非木造建築物の耐震診断講習会』及び

『既存木造住宅耐震補強技術講習会』の開催

建築物の耐震化について第1部として『住宅・建築物耐震改修促進事業』における非木造建築物等の耐震診断及び、耐震補強技術についての講習会。第2部として『長野県既存建築物耐震化評価委員会（事務局：長野県建設部建築指導課）』が認定した4社の補強工法について各社の技術担当者より説明が行われました。建築士、行政担当者、耐震診断士等多数の皆様よりご参加いただきました。

また、本講習会は当協会では初めての『建築CPD情報提供制度』の認定プログラムとなりました。

開催日：2月1日（松本市） 参加者：148名

13. 会員増強と基盤整備

県内の建築業界をとりまく経済状況は依然厳しい状態が続いています。

7月より3月まで「入会金無料キャンペーン」を実施致しましたが、正会員9事務所の入会、そして30事務所の退会があり、期末の正会員数519事務所となりました。また賛助会員数は入会0社、退会1社で10社でした。

詳細は「別表4」のとおりです。

14. 機関誌の発刊

会報「しなの」の発行 142号～144号 各950部

会員、関係諸機関に配布

15. 業務書式の作成

請求書の印刷 100部